

福島県教育委員会教育長

### 福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金の給付を申請します。

ふりがな		申請日	平成 年 月 日
申請者（保護者等） の氏名	(生徒との続柄： )		
現住所・電話番号 (送付先) (日中連絡先)	〒 -	TEL	- -
	注：現住所は県教育委員会から決定通知書を郵送する際の宛先になりますので、正確に記入してください。 電話番号は記入もれや不足書類がある場合等の連絡先として平日昼間につながる番号を記入してください。		
住民票住所 (現住所と異なる場合)	〒 -	特記 事項	

注↑：住民票住所と現住所の異なる場合や申請者と生徒の姓が異なる場合の理由を記入してください。

**【1. 対象となる高校生等】** 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな		生徒の 生年月日	昭和 年 月 日 平成
生徒の氏名			
※ 県内校は 学校が 記入	学校名	設置区分	国立・公立・私立
	課程・学科	全日制・定時制・通信制	学年 年 入学年月日 平成 年 月 日
	所在地 (県外の場合)	〒 -	
	学校設置者の名称 (私立の場合)		
過去の 高等学校等 の 在学状況	学校名□ 立	学校名□ 立	左記在学中の給付金受給回数 ↓該当するものにチェック印する。 なし 1 2 3 4 不 回 回 回 回 明 □ □ □ □ □ □
	・全日制 ・定時制 ・通信制 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	・全日制 ・定時制 ・通信制 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	

(注) 基準日は申請年度の7月1日、秋入学等の場合は入学日となります。

**【2. 生活保護の受給状況】** 基準日現在の世帯の状況について、該当するものどちらかを必ず選択してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護（生業扶助）を受給していません。	➡ 【3. 保護者等の所得状況】へ進んでください。
<input type="checkbox"/>	生活保護（生業扶助）を受給しているため、 「生活保護受給証明書（基準日の生業扶助の受給がわかるもの）」等を提出します。	➡ 【5. 確認事項】へ進んでください。

**【3. 保護者等の所得状況】** (1) 又は (2) の中から該当するものを1つ選択してください。

(1) 次の者の申請年度の課税証明書等を提出します。

<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分	・親権者の1人が控除対象配偶者であっても2名分必要 ・親権者の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合、給付対象外
<input type="checkbox"/>	親権者1名分	[ひとり親家庭、DV・養育放棄・失踪などの家庭の事情によりやむを得ず1名分を提出できない場合 等]
<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ( ) 名分	[親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数いる場合は全員分)] あわせて、未成年後見人であることを確認できる書類（未成年後見人選任審判書謄本の写し等）を提出します。
<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分	[親権者又は未成年後見人が存在しない場合] あわせて、扶養関係が確認できる書類（生徒の健康保険証の写し等）を提出します(裏面に貼付)。
<input type="checkbox"/>	生徒本人	[親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合] あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（生徒の健康保険証の写し等）を提出します(裏面に貼付)。

(2) 次の理由により、申請年度の課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税を課されるだけの収入を得ていないため。 主たる生計維持者がいないことを確認できる書類（生徒の健康保険証の写し等）を提出します（裏面に貼付）。
--------------------------	---

→ 対象生徒の現在の在学が **通信制以外の場合** ➡ 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】へ進んでください。  
**通信制の場合** ➡ 【5. 確認事項】へ進んでください。

**【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】** 基準日現在の世帯の状況について該当するものを1つ選択してください。  
(複数該当する場合もどれか1つを選択。)

↓①～④のいずれにも該当しない場合は記入不要です。 →【5. 確認事項】へ進んでください。

生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類（健康保険証の写し等）を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。
②	<input type="checkbox"/>	通信制の高等学校等に通う弟・妹がおり、生徒及び弟・妹を保護者等が扶養しています。
③	<input type="checkbox"/>	15歳（中学生を除く）以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹がおり、生徒及び弟・妹を保護者等が扶養しています。[例：中学校卒業後、高等学校等に通っていない弟・妹、特別支援学校高等部に通う弟・妹]
④	<input type="checkbox"/>	高等学校等に通う23歳以上の兄・姉がおり、生徒及び兄・姉を保護者等が扶養しています。

注↑：①～④で選択するのは、生徒及び兄弟姉妹の両方を保護者等(表面【3】の課税証明書等提出者)が扶養している場合に限りです。

↓ チェック☑を入れた①～④に該当する兄弟姉妹の状況（複数いる場合も1名のみを記入） ↓通信制の場合「○」と記入

生徒との続柄	氏名	年齢	学校名又は職業	学年	通信制	今年度給付金申請の有無
		歳		年		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

<b>健康保険証の写し等 貼付欄</b>		<input type="checkbox"/> 要確認	資格取得日又は認定日が基準日以前であること 基準日が有効期限内にあること（国民健康保険の場合）
生徒本人のもの	上欄に氏名を記入した兄弟姉妹のもの		

↓ 【5. 確認事項】へ進んでください。

**【5. 確認事項】** 下記の事項について確認の上、署名捺印をしてください。

<ol style="list-style-type: none"> <li>本申請書の記載内容は、事実に相違ないことを誓約します。</li> <li>本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。</li> <li>福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。</li> <li>対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設を除く））の支弁対象ではありません。</li> <li>本申請書の提出に当たり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯の状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関に照会し、情報提供を受けることに同意します。</li> </ol>	申請者 <span style="float: right;">印</span>
--	--

<p>《 ☆ 学校確認欄 》 (申請者は記入しないでください)</p> <p><input type="checkbox"/> 記入漏れはないか</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な添付書類は付いているか</p> <p><input type="checkbox"/> 署名捺印はあるか（【5. 確認事項】の欄）</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金の支給資格者か</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校等学び直し支援金の対象者か</p>	学校収受印 (又は学校受付日：平成 年 月 日)
	必ずどちらかに該当します

記入例

福島県教育委員会教育長

福島県高校生等奨学給付金給付申請書

福島県高校生等奨学給付金の給付を申請します。

基準日(7月1日)以降の申請日

ふりがな	ふくしま たろう	申請日	平成 30 年 7 月 〇 日
申請者(保護者等)の氏名	福島 太郎 (生徒との続柄: 父)		
現住所・電話番号(送付先)(日中連絡先)	〒 960 - 8688 (現住所=送付先) 福島市杉妻町2番16号 県庁7アパート101号室	TEL	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (日中連絡先)
住民票住所(現住所と異なる場合)	〒 - (住民票住所が上記住所と異なる場合のみ記入)	特記事項	震災後、避難しているため (現住所が住民票と異なる場合その理由)

※ 課税証明書等の住所が福島県外で、基準日現在の住所は県内である場合には、その経緯を記入(例:平成30年4月1日に福島市に転居)

※ 申請者の姓が生徒と異なる場合に、理由を記入(例:母のみ旧姓に戻した)

【1. 対象となる高校生等】 対象となる高

ふりがな	ふくしま けん	生徒の生年月日	平成 14 年 9 月 23 日
生徒の氏名	福島 健二		
学校名	福島県立〇〇〇高等学校	設置区分	国立・公立・私立
課程・学科	全日制・定時制・通信制	学年	1 年
所在地(県外の場合)	〒 - (県内校の場合は記入不要)	入学年月日	平成 30 年 4 月 〇 日
学校設置者の名称(私立の場合)			
過去の高等学校等の在学状況	※ 過去に高等学校等に在学していたことがある場合(転学を含む)に記入		左記在学中の給付金受給回数 ↓ 該当するものにチェックする。
	学校名 □	学校名 □	なし 1 2 3 4 不明
	・通信制 ~平成 年 月 日	・通信制 ~平成 年 月 日	□ □ □ □ □ □

(注) 基準日は申請年度の

※ 全ての申請者が、どちらかに必ずチェック☑を入れる

【2. 生活保護の受給

<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護(生業)	・生活保護を受給していない場合:上欄にチェック☑し、次に【3】へ進む
<input type="checkbox"/> 生活保護(生業扶助)	・生活保護受給中の場合:下欄にチェック☑し、次に【5】へ進む(【3】及び【4】の欄は記入不要)
	【生活保護受給証明書(基準日の生業扶助の受給がわかるもの)を添付】
	「生活保護受給証明書(基準日の生業扶助の受給がわかるもの)」等を提出します。 進んでください。

【3. 保護者等の所得状況】

<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	※ 別紙「記入上の注意」を読んで、(1)又は(2)から該当するものにチェック☑を入れる(生活保護受給世帯以外は、必ず記入する)【保護者等の課税証明書等を添付】
<input type="checkbox"/> 親権者1名分 [ひとり親家庭]	・生徒が通信制以外に通っている場合は、次に【4】へ進む
<input type="checkbox"/> 未成年後見人( )名分	・生徒が通信制に通っている場合は、次に【5】へ進む(【4】の欄は記入不要)
	あわせて、未成年後見人であることを確認できる書類(未成年後見人選任審判書謄本の写し等)を提出します。
<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 [親権者又は未成年後見人が存在しない場合]	
	あわせて、扶養関係が確認できる書類(生徒の健康保険証の写し等)を提出します(裏面に貼付)。
<input type="checkbox"/> 生徒本人 [親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合]	
	あわせて、主たる生計維持者がいないことを確認できる書類(生徒の健康保険証の写し等)を提出します(裏面に貼付)。

(2) 次の理由により、申請年度の課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税を課されるだけの収入を得ていないため。主たる生計維持者がいないことを確認できる書類(生徒の健康保険証の写し等)を提出します(裏面に貼付)。
--

→ 対象生徒の現在の在学が 通信制以外の場合 →【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】へ進んでください。  
通信制の場合 →【5. 確認事項】へ進んでください。

# 記入例

## 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】

基準日現在の世帯の状況について該当するものを1つ選択してください。  
(複数該当する場合もどれか1つを選択。)

↓①～④のいずれにも該当しない場合は記入不要です。 →【5. 確認事項】へ進んでください。

生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類

①	<input checked="" type="checkbox"/>	15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がおり、生
②	<input type="checkbox"/>	通信制の高等学校等に通う弟・妹がおり、生
③	<input type="checkbox"/>	15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨励給付金を受給している。[例: 中学校卒業後、高等学
④	<input type="checkbox"/>	高等学校等に通う23歳以上の兄・姉がおり

※①～④のいずれにも該当する兄弟姉妹がない場合は、何も記入せずに【5】に進む

※①～④に該当する兄弟姉妹がいる場合にチェック☑

その兄弟姉妹の氏名等を下欄に記入し、生徒本人と兄弟姉妹の健康保険証のコピーを貼り付ける(該当する兄弟姉妹が複数いる場合には1名分のみ)記入が終わったら、次に【5】へ進む

注↑:①～④で選択するのは、生徒及び兄弟姉妹の両方を

チェック☑を入れた①～④に該当する兄弟姉妹の状況(複数いる場合も1名のみを記入) ↓通信制の場合「○」と記入

生徒との続柄	氏名	年齢	学校名又は職業	学年	通信制	今年度給付金申請の有無
姉	福島 優子	20歳	〇〇大学	3年		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

### 健康保険証の写し等 貼付欄

要確認

資格取得日又は認定日が基準日以前であること  
基準日が有効期限内にあること(国民健康保険の場合)

生徒本人のもの

上欄に氏名を記入した兄弟姉妹のもの

生徒本人の健康保険証のコピー等を貼る

(はがれないように、しっかりとのり付けしてください)

上欄に氏名等を記入した兄弟姉妹の健康保険証のコピー等を貼る

(はがれないように、しっかりとのり付けしてください)

↓【5. 確認事項】へ進んでください。

申請者は、必ず署名・捺印をする  
(※表面の申請者と同一人であること。)

## 【5. 確認事項】 下記の事項について確認の上、署名捺印をして

- 1 本申請書の記載内容は、事実に相違ないことを誓約します。
- 2 本申請書に虚偽の記載があった場合は、福島県教育委員会の求めに従い、全額を即時返還します。
- 3 福島県以外の都道府県に今年度の高校生等奨学給付金の申請を行っていません。
- 4 対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設を除く))の支弁対象ではありません。
- 5 本申請書の提出に当たり、県教育委員会が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯の状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関に照会し、情報提供を受けることに同意します。

申請者

福島 太郎

福島

### 《 ☆ 学校確認欄 》

(申請者は記入しないでください)

学校収受印

(又は学校受付日:平成 年 月 日)

- 記入漏れはないか
  - 必要な添付書類は付いているか
  - 署名捺印はあるか(【5. 確認事項】の欄)
  - 高等学校等就学支援金の支給資格者か
  - 高等学校等学び直し支援金の対象者か
- 必ずどちらかに該当します

## 記入上の注意

申請者の欄は次によって記入してください。

- イ 申請者は、高等学校等に在学する生徒の「保護者等」（保護者等の説明は【3】ロを参照）で、福島県に住所を有している方です。
- ロ 「現住所（送付先）・電話番号（日中連絡先）」は、実際に居住している住所（決定通知書の郵送先となります）、平日日中に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ハ 「住民票住所」は、住民票住所が現住所（実際に居住している住所）と異なる場合のみ記入してください。あわせて、住所が異なる理由を「特記事項」に記入してください。
- ニ 申請者の課税証明書等に記載されている住所が福島県外の場合や、申請者と対象となる生徒の姓が異なる場合も、その理由を「特記事項」の欄に記入してください。

【1. 対象となる高校生等】の欄は次によって記入してください。

- イ 対象となる高校生等が複数いる場合は、各人ごとに申請書を作成し、在学する学校（県外の学校の場合は福島県教育庁高校教育課）へ提出してください。
- ロ 「在学する学校」の欄は、福島県内の学校に在学している場合は、学校で記入しますので記入不要です。福島県外の学校に在学している場合は、申請者が記入してください。
- ハ 「過去の高等学校等の在学状況」は、生徒が過去に高等学校等に通ったことがある場合に記入してください。現在の在学が初めての高等学校等の場合は、記入不要です。

(イ) 複数の学校に在学した場合は、在学した全ての学校について記入してください。

(ロ) 「高等学校等」とは、次のものをいいます。

- ・ 国公立の高等学校
- ・ 中等教育学校の後期課程
- ・ 高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
- ・ 専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの

(ハ) 過去に在学した学校で、給付金を受給した回数について記入してください。

【2. 生活保護の受給状況】の欄は次によって記入してください。

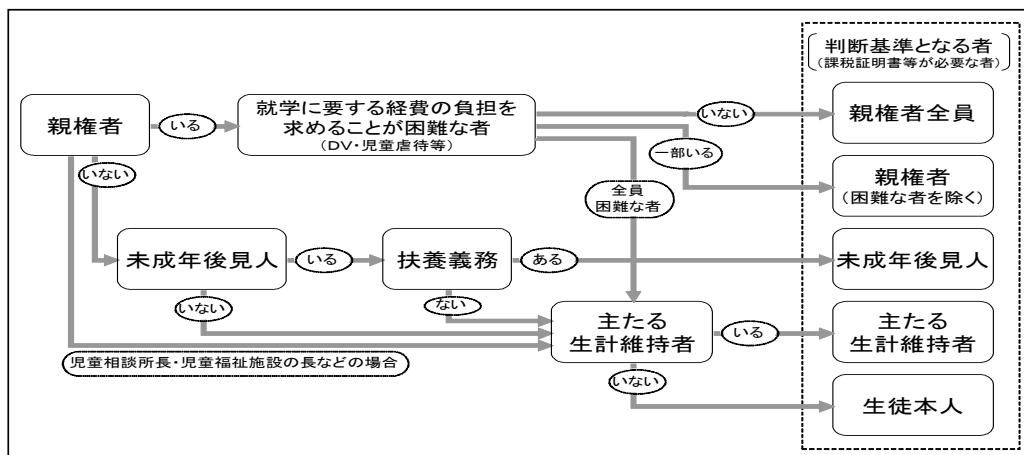
- イ 基準日（7月1日）現在、世帯における生活保護受給状況（生業扶助）について、該当するものどちらかに必ずチェックを入れてください。
- ロ 生活保護（生業扶助）を受給している場合には、「生活保護受給証明書」等（福祉事務所等の証明日が7月1日以降で、生業扶助の記載のあるもの）を提出してください。

【3. 保護者等の所得状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 保護者等の所得状況について、（1）又は（2）の中から該当するもの1つにチェックを入れ、該当する方の「申請年度の課税証明書等」を提出してください。

- ロ 「保護者等」について

(イ) 「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「親権者1名分」の課税証明書等を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の証明書等を提出できない場合

(例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合  
失踪により接触することができない場合  
離婚協議中で、証明書の提出に応じてもらえない場合

(注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の証明書を省略することはできません。原則、親権者2名分の課税証明書等を提出してください。

(注意) 親権者の1人が海外在住で課税証明書等を提出できない場合や、税の申告をしていないため課税証明書等を提出できない場合は、給付対象外です。

ニ 「生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)」の課税証明書等を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例) ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されておらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合  
→ 祖父の課税証明書等を提出
- ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合  
→ 叔父の課税証明書等を提出

ホ 「生徒本人」の課税証明書等を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

(例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合

へ (1)で課税証明書等を提出する場合のうち「未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「主たる生計維持者」又は「生徒本人」分を提出する場合、または(2)に該当する場合には、扶養関係等の確認のため、生徒の健康保険証の写し等を提出してください。

#### 【4. 生徒及び兄弟姉妹の扶養状況】の欄は次によって記入してください。

- イ 基準日現在、世帯における扶養状況について、該当するもの1つにチェック☑を入れてください(複数該当する場合もどれか1つを選択)。該当しない場合は記入不要です。
- ロ 該当するのは、生徒に次のいずれかの兄弟姉妹がおり、生徒及び兄弟姉妹を保護者等が扶養している場合です。①15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉、②通信制の高等学校等に通う弟・妹、③15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹、④高等学校等に通う23歳以上の兄・姉
- ハ 該当する場合、その兄弟姉妹の状況を記入し、生徒及び兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類(健康保険証の写し等)を申請書に貼付してください。

#### 【5. 確認事項】の欄は次によって記入してください。

- イ 太枠内に記載してある事項を確認し、署名・捺印をしてください。
- ロ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還することになります。

#### ----- 留意事項 -----

- 1 過去に高等学校等(修業年限が3年未満の者を除く。)を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 児童福祉法による児童入所施設(母子生活支援施設を除く)に入所中で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は給付対象外となります。
- 3 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 4 不正に奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。